

真岡市こども医療費助成制度

こどもの医療費をその保護者に助成することにより、こどもの病気の早期発見や治療を促進し、こどもの保健の向上および福祉の増進を図ることを目的としています。



助成対象期間

中学校3年生まで

【誕生日（または転入日）から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで】



登録について

◎ 受付窓口

こども家庭課 子育て支援係

◎ 必要なもの

お子さんの健康保険証

◎ お渡しするもの

こども医療費受給資格証



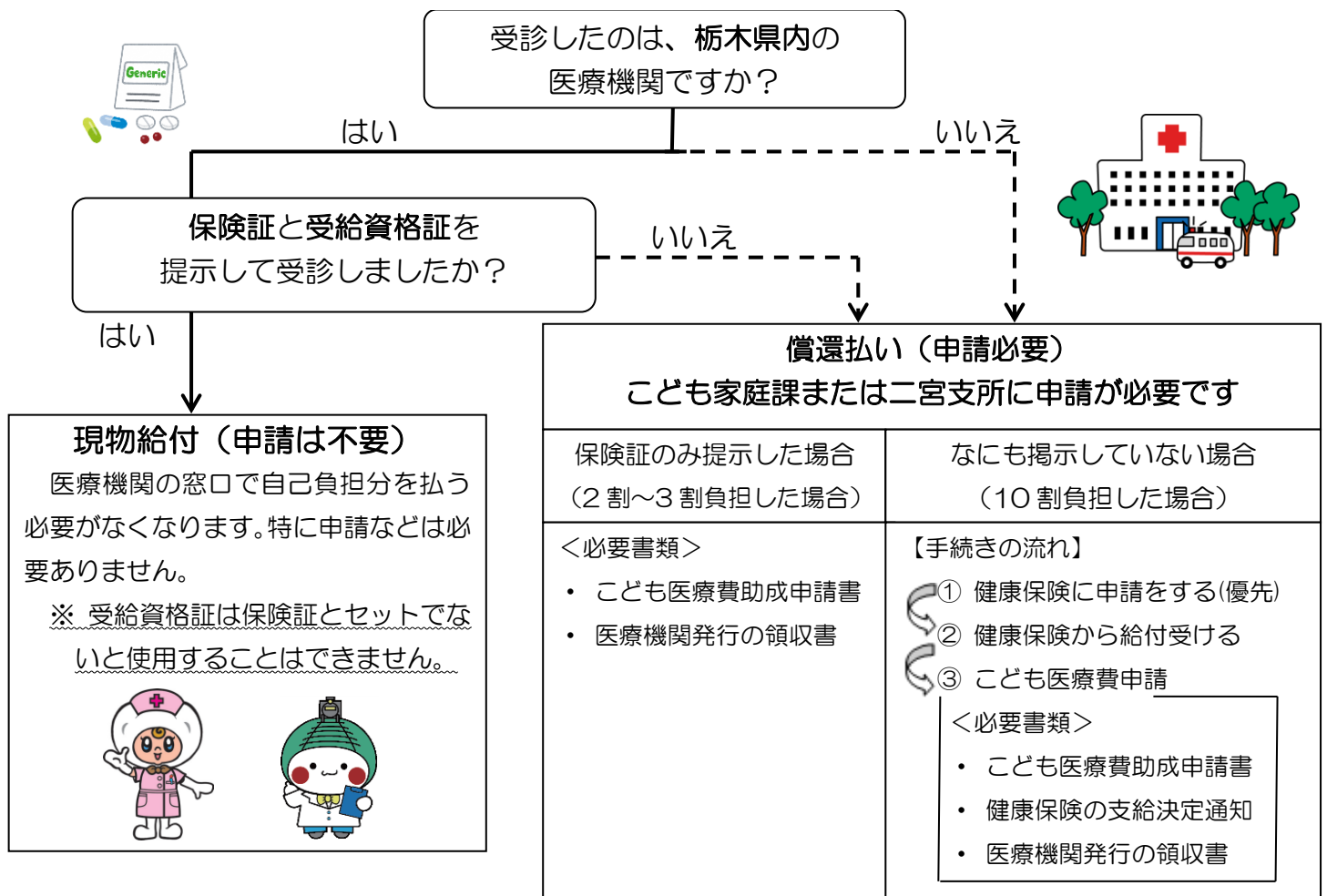
助成対象範囲

保険診療が適用された医療費の自己負担分 および 入院時の食事療養費
(健康診査・文書料・個室ベッド代・おむつ代など保険診療外のものは対象外です。)

なお、
・ 学校管理下で発生したけが等で、日本スポーツ振興センターの給付を受けたとき
・ その他の公費で賄われる医療費 などについては、対象外となります。



利用方法（現物給付と償還払い2つの方法があります）



↓↓ よくある質問は裏面を参照してください ↓↓

こども医療費助成制度FAQ

Q 保険証がかわりました。手続きは？

A こども家庭課に変更の届出が必要です。
受付後、新しい受給資格証を交付します。

<必要書類>

- ・ こども医療費受給資格内容等変更届
- ・ 変更後の健康保険証

Q 受給資格証を紛失してしまいました

A こども家庭課に再交付申請が必要です。
受付後、新しい受給資格証を交付します。

<必要書類>

- ・ こども医療費受給資格証再交付申請書
- ・ 健康保険証

Q 受給資格証の受給期間とは？

A 年齢区分ごとの有効期間を示したものです。

受給資格証は年齢区分ごとに色分けをしています。

年齢区分が変更となるお子様については毎年3月末日に新しいものを郵送させていただきます。

【受給資格証の色】

未就学児 → ピンク色

小学生 → うすだいたい色

中学生 → クリーム色

※ 各種申請書類はこども家庭課にご用意しています。また、ホームページでダウンロードもできます。

償還払い関係

Q 申請期限などがありますか？

A あります。

診療費の属する月の翌月初日から1年以内に申請してください。

(例)R3.4.1 受診分は R3.5.1～R4.4.30 までに申請してください。

Q 振込日は？

A 申請月の翌月25日です。

※ 25日が土、日、祝日の場合は、翌日又は翌々日になります。

※ 振込先は受給資格者の口座に限ります。
(受給資格者は受給資格証に記載あります)

Q 高額療養費・付加給付とは？

A 高額な医療費を支払ったとき、健康保険から一定の金額が支給される制度です。

【該当する場合の手続き方法】

- ① 健康保険に申請をする。(優先)
- ② 健康保険から給付を受ける。
- ③ こども医療費の申請をする。

<必要書類>

- ・ 医療費の領収書
- ・ 健康保険の支給決定通知
- ・ こども医療費助成申請書

制度の詳しい内容、申請書様式、その他のFAQについてはホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

真岡市 こども医療

検索

【お問い合わせ先】

真岡市 健康福祉部
こども家庭課 子育て支援係
TEL 0285-83-8131

【没ブロック】

Q

申請期限などがありますか？

A

あります。

診療費の属する月の翌月初日から 1 年以内に申請してください。

(例) R3.4.1 受診分は R3.5.1~R4.4.30 までに申請してください。

Q

振込先の指定は誰のものですか？

A

受給資格者名義の口座をご指定ください。

受給資格者はこども医療費受給資格証に記載されています。

Q

振込日はいつですか？

A

申請月の翌月 25 日です。

※ 25 日が土、日、祝日の場合は、翌日又は翌々日になります。

A

領収証はコピーでもよいですか？

Q

原本と照合できれば、コピー可です。

原本が必要な方は、コピーと原本を両方提出してください。確認後、コピーを受領し、原本をお返しします。

Q

治療用装具（弱視用眼鏡・コルセット等）は助成の対象になりますか？

A

保険適用のものであれば、保険適用の範囲内で助成対象になります。

【手続きの方法】

- ① 健康保険に療養費の申請をする。
- ② 健康保険から療養費の支給を受ける。
- ③ こども医療費の申請をする。

<必要書類>

- 治療用装具の領収書
- 医師の指示書、治療用装具の証明書等
- 健康保険の支給決定通知
- こども医療費助成申請書

※ 領収証、証明書等はコピーでも可。